

---

## 理事・監事退職慰労金支給規程

社会福祉法人アイリス

---

## 社会福祉法人アイリス 役員退職慰労金規程

### （目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人アイリスの役員が退任（死亡を含む）したときに、当該役員又は遺族に対して支給する退職慰労金について定めるものである。

### （役 員）

第2条 この規程で役員とは、当法人の理事及び監事を言う。

### （支給の決定）

第3条 役員に支給する退職慰労金の額は、この規程によって計算すべき旨の評議員会決議に基づいて、理事会が決定した金額とする。

### （職員兼務役員の取り扱い）

第4条 この規程によって支給する退職慰労金には、職員兼務役員に使用人として支給すべき退職金は含めないものとする。

### （算定方法）

第5条 退職慰労金は、次の方法によって算定する。

$(\text{第6条に定める報酬月額}) \times (\text{第7条に定める役員在任年数}) \times (\text{第10条に定める役位係数}) = \text{支給額}$

2 前項による支給額に10万円未満の端数が生じたときは、10万円に切り上げて支給する。

### （報酬月額）

第6条 報酬月額とは、名目の如何を問わず、毎月定めて支給されるものの総額を言う。

2 職員兼務役員の場合は、職員分の報酬を除外するものとする。

### （役員在任年数）

第7条 役員在任年数は、1か年を単位とし、端数は月割りとする。

但し、1か月未満の端数は1か月に切り上げるものとする。

### （在任年数の特例）

第8条 役員が在任中に死亡し又はやむを得ない事由によって退任したときは、残存期間を在任年数に加算することができるものとする。

### （非常勤期間）

第9条 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除外する。

但し、理事会で承認したときはこれを算入するものとし、この場合における第6条に

定める「毎月定めて支給されるものの総額」は、次により算定する。

①理事長に適用

$$\frac{\text{退任又は辞任直前12か月の出勤日数}}{12} \times 30,000\text{円(案)} = \text{報酬月額}$$

②理事・監事に適用

$$\frac{\text{退任又は辞任直前12か月の出勤日数}}{12} \times 20,000\text{円(案)} = \text{報酬月額}$$

2 前項の算定に際し、在任期間が1年に満たないときは、①号及び②号の算定式における「12」は、それぞれ「在任期間の月数」と読み替えるものとする。

(役位係数)

第10条 役位係数は次のとおりとする。

①理事長 3.0

②理事 2.0

③監事 1.0

(功労加算)

第11条 理事会は、退任役員のうちで在任中に特に功労のあった者に対し、第5条により算定した額に、その50%を超えない範囲内で定めた額を加算することができるものとする。

(不支給・特別減額)

第12条 理事会は、退任役員のうちで在任中に法人に対して背信行為を行った者、又は特に重大な損害を与えた者に対し、第5条により算定した額を不支給若しくは減額することができるものとする。

(支給時期・方法)

第13条 退職慰労金は、評議員会の決議後2か月以内にその全額を支給する。

2 法人は、社会・経済情勢又は法人の業績等により、当該役員と協議の上で、支給時期・分割支給回数・支給方法等を別に定めることができるものとする。

(退職慰労金からの控除)

第14条 法人は、退職慰労金の支給に際し法令に基づく源泉税及び法人に対して負うべき債務の全額を控除するものとする。

(雑則)

第15条 理事又は監事を退任したときは、その都度退職慰労金を支給する。

2 理事を退任して監事に就任したとき、又は監事を退任して理事に就任したときは任期の通算をしないものとする。

第16条（改 廃）

本規程の全部又は一部を改廃する場合は、評議員会の決議を要するものとする。

第17条（施 行）平成27年12月21日制定

本規程は、平成27年4月1日に遡及して施行する。

平成29年4月1日 第16条（改 廃）変更